

「(仮称) みやぎ住まいづくり協議会」設立趣旨

本県における住生活を取り巻く状況は、本格的な人口減少・少子高齢化や脱炭素社会へ向け社会経済情勢が急激に変化しています。また、頻発・激甚化する災害への備え、コロナ禍を契機とした新たな生活様式や働き方の浸透等による人々の価値観の多様化にも対応した豊かな住生活の実現が求められています。

県では、これまで、東日本大震災からの復興を機に、住宅・まちづくりに関する情報の共有・発信を行うため設置した「みやぎ復興住宅整備推進会議」、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居等を促進するため設置した「宮城県居住支援協議会」、空き家等の活用に関する知識の向上や情報の共有を図るため設置した「空き家等対策勉強会」等を通じて、各主体が分野毎の課題に取り組んできたところですが、上述した社会経済情勢の変化等へ適確に対応するためには、分野を超えた横断的な取組が必要です。

そのような中、県では、みやぎの豊かな住生活の実現に向けて、令和3年12月に「宮城県住生活基本計画」を改定しました。計画では住宅施策や取組をより総合的かつ効果的に推進することとしており、これまでの会議等を統合・発展させ、産学官が連携・協働する新たな体制として、「(仮称) みやぎ住まいづくり協議会」を設立するものです。

目的

本会は、宮城県住生活基本計画における住宅施策や取組を、産学官が連携・協働して総合的かつ効果的に推進し、みやぎの豊かな住生活の実現に寄与することを目的とする。

事業

本会は、目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、事業を行う。

1. 住まいのセーフティネットの充実に関すること。
2. 次世代に継承できる住宅ストックの形成に関すること。
3. 災害に強く持続可能な住まい・まちづくりに関すること。
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

令和4年6月